

## 「秘密保護法」廃止へ！実行委員会 1/24 国会開会日に、国会を包囲



国会包囲行動ヒューマン・チェーンに参加した戸塚の9条の会の人たち  
インターネット「1・24国会包囲」[www.youtube.com/watch?v=ip50lw7Uql4](http://www.youtube.com/watch?v=ip50lw7Uql4)

一月二十四日、国会が開会の日に、「秘密保護法廃止実行委員会」が呼びかけた国会包囲ヒューマンチェーンに、三〇〇〇名の市民が参加し国会議事堂を包囲しました。また参議院議員会館では、ヒューマンチェーンが終了した後、院内集会が開かれ、各界代表や国会議員も参加して秘密保護法廃止に向けた決意が述べられました。

### ＜院内集会での主催者海渡弁護士の話から＞

議事録にも残っていないような暴挙の結果成立した秘密保護法。「秘密保護法廃止法案」を、民主党も共産党も出すと言っている。私たちが求めているのは、この法律に反対した政党が協同で法案を出してほしい。

実行委員会は、秘密保護法が国会審議が行われているとき、さまざまな国際的な世論も批判的だった。国連関係者、ツワネ原則を作った財団の人たち。ツワネ原則を作った人たちを日本に呼んで、この法律がいかに国際的な人権水準から劣った法律であるかを世論に訴える国際シンポジウムをやりたい。

### 戸塚区でも実行委員会を結成

秘密保護法廃止！実行委員会に賛同し、「秘密保護法廃止へ戸塚区実行委員会」が結成されます。  
2月3日午後6時15分～戸塚地区センターで。

### 学習会「なぜ米軍は70年も日本にいるの？」

前泊博盛さん（沖縄国際大学教授）

とき 2月14日18時半から

ところ 横須賀ベイサイドポケット

主催 前泊博盛講演会実行委員会 / 横須賀市民九条の会

参加費 1000円 チケットは伊藤まで

### 憲法9条にノーベル平和賞を！

神奈川県座間市の主婦である鷹巣直美さん（37）という人に、一昨年、欧州連合（EU）が、「地域の統合により、国家の和解と平和を進めた」として平和賞に選ばれました。

鷹巣さんは「戦後70年近くも日本に戦争をさせなかった9条にも資格がある」とひらめいた。安倍政権が改憲への動きを活発化する中、「受賞すれば9条を守れる」と思い、ネット上で「9条にノーベル平和賞を」というキャンペーンを始めました。

その署名をノルウェーのノーベル委員会に送りました。そうしたらノーベル委員会からメールで「個人か団体に授与するもので憲法のように抽象的なものは候補になれない」という返信があったという。それにもめげず、それなら「9条を保持している日本国民」とすればいいのではないかと考えました。賛同する市民らによる実行委員会が昨年8月に発足、ノーベル委員会への推薦資格のある大学教授らが強力を表明し推薦人が集まり始めました。

賛同の署名をしませんか？

## 秘密保護法の廃止！へ 国民世論をひろげて！

自公政権が「秘密保護法」を強行成立する暴挙を行った昨年12月6日深夜、国会を取り巻いて「秘密保護法の廃案」を求める人々は、怒りの声を上げるとともに、即座に「秘密保護法の廃止・撤廃を求める」実行委員会を立ち上げ、意気高く新たな闘いを開始しました。秘密保護法は成立しましたが、施行は法律公布後1年（2014年12月12日）以内とされ、政府には実施のための運用基準や第三者機関設置などの検討が残されています。国民世論をさらに大きく広げれば廃止・撤廃することは十分可能です。

### 秘密保護法強行の暴走・安倍政権は 時代逆行の軍国主義・国家主義的政権？

安倍政権の「海外で戦争できる国」への暴走は、憲法原理を覆す秘密保護法制定。解釈改憲による集団的自衛権行使、「専守防衛」すら投げ捨てる自衛隊の海外派兵の軍隊への大改造、憲法の平和主義・基本的人権を根底から否定する憲法改定案など、戦後、保守政治がまがりなりにも掲げてきた諸原則すら、ことごとく否定するもので、軍国主義・国家主義的政権ではないでしょうか。

「日本は武士の時代に逆戻りした」（ドイツ紙）

秘密保護法の強行を受けて、ニューヨーク・タイムズは「日本の危険な時代錯誤ぶり」と題する社説を書き、イギリスの新聞・ガーディアンは「日本帝国主義への回帰か？」と書き、ドイツの新聞・ターゲスシュピーゲルは「日本は武士の時代に逆戻りした」と書きました。

安倍内閣の特異な軍国主義的・国家主義的立場に対し、海外からも異質な時代逆行という警戒と批判が広がっています。

秘密保護法の運用に関し、政府の検討課題になっている第三者機関、チェック機関、国会の関与などの現状についてまとめてみました。廃止を求めているのだから、そんな関係ないと疑問が生じるかもしれませんが、相手の言い分にもしっかりと対峙して道理ある反論をすることが真の力になると思います。

検討課題の運用基準、第三者機関設置とは

秘密保護法反対の世論対策として、強行成立直前の12月4日に安倍首相が突如として持ち出したのが、運用基準を作成するための第三者機関設置や運用のチェック機関です、その内容は次のようものとなっています。

#### ・「情報保全諮問会議」

政府が策定する①「特定秘密」の指定・解除の統一基準②「特定秘密」を取り扱う人物の身辺を調査する「適性評価」の運用基準—について政府に意見をのべる第三者機関とされますが、個別の特定秘密の内容を知る権限はありません。この会議は、読売新聞主筆・渡部恒雄氏を座長に7人の

の委員が選任され1月17日に初会合が開かれ審議を開始しました。選任された委員は特定秘密に反対する日本弁護士連合会の清水勉弁護士以外の6人全てが特定秘密に賛成する立場を明確にしています。

#### ・「保全監視委員会」

総理大臣が行う「特定秘密」の指定や解除などの状況をチェックする役割を補佐する、具体的には、各行政機関の長が行う「特定秘密」の指定や解除の状況、有効期間の設定や延長、「適性評価」の実施状況をチェックし、総理大臣が「情報保全諮問会議」や国会に毎年提出する報告書を作成すると説明されています。

メンバーは外務省と防衛省の事務次官や警察庁と公安調査庁の長官らの官僚で構成されるといいます。

#### ・「独立公文書管理監」

特定秘密文書の廃棄の可否を判断するほか、特定秘密の指定期限を過ぎた文書が国立公文書館に適切に移管されているかなど、文書の保存や管理の状況をチェックすると説明されています。

この機関には個別の特定秘密の内容を知る権限を与えられ、適切な運用を行っていない行政機関の長に対しては、是正を勧告することもできるといいますが、「審議官級」の官僚で構成されるといいます。

#### ・「情報保全監察室」

「保全監視委員会」とは別に「特定秘密」の指定の妥当性などをチェックするため、官僚機構である内閣府に設置する意向が示されただけで、今後の検討に委ねられます。国会議員の関与はどうか

秘密指定の妥当性などをチェックする国会の機関を検討するため、1月12日から与野党の国会議員団が海外視察を行いました。政府が行う秘密指定に対し、国権の最高機関である国会がいかに関与するのか、できるのかという点も、今後の検討課題になっています。

### 東戸塚9条の会・勉強会

2月8日（土）10時～12時

東戸塚地区センター テーマ 憲法Q&A

